

[事案 28-274] 契約解除取消請求

・平成 29 年 9 月 20 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の不告知教唆を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 12 月に悪性新生物と診断されたので、平成 26 年 4 月に契約した収入保障保険につき、保険料払込免除特約に基づいて保険料払込免除を請求したところ、告知義務違反を理由として契約を解除された。しかし、以下の理由により、告知義務違反による契約解除を取り消してほしい。

- (1) 告知書を記入する際に、募集人に対して、糖尿病は告知しなくてよいか何度も確認しているが、募集人が「書かなくていいです」というので、告知しなかった。
- (2) 本契約の申込みに先立つ他社の保険の申込みの際に、募集人に対して、健康診断結果通知票を見せたり、渡したりしている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、追加告知日の一週間前に、糖尿病により医療機関を受診し、病名告知を受けているが、最近 3 か月以内の医師の診察、検査、治療、投薬に関する詳細記入欄について告知していない。
- (2) 募集人による不告知教唆は確認できなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不告知教唆は認められないが、募集人は、申立人が糖尿病に罹患していることを認識していた可能性がないとはいえないことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。